

個人による 不在者投票の流れ

- ①「不在者投票用紙等請求書」にご自身で必要事項をご記入いただき、有田川町選挙管理委員会まで郵送してください。郵送以外に、代理人が持参してもかまいません。
- ②請求書に記載された住所に、有田川町選挙管理委員会から投票用紙など一式を書留で送付します（郵便局員からの直受け取りが必要）。
- ③投票用紙など一式を、開封な どせず、そのままお近くの市区町村選挙管理委員会までお持ちください。
- ④お持ちいただいた場所の選挙管理委員会の指示に従って投票します。

郵便による不在者投票

身体に重度の障害がある人で、次のいずれかの要件に該当

する人は、郵便による不在者投票ができます。

- 介護保険の被保険者証を所持している人のうち、要介護状態区分が「要介護5」
 - 身体障害者手帳を所持している人のうち次の人
 - ・両下肢の障害、体幹の障害、もしくは移動機能障害でその障害の程度が1級もしくは2級
 - ・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、もしくは小腸の機能障害（内臓機能障害）で、その障害の程度が1級もしくは3級
 - ・免疫、肝臓の障害の程度が1級から3級
 - 戦傷病者手帳を所持している人のうち、次の人
 - ・両下肢、もしくは体幹の障害で、その障害程度が特別項症から第2項症
 - ・内臓機能障害で、その障害程度が特別項症から第3項症
- また、郵便投票制度の対象者のうち、さらに次の要件に該当する

人は代理人が記載できる制度を利用できます。

- 身体障害者手帳を所持している人のうち、上肢または視覚障害の程度が1級
- 戦傷病者手帳を所持している人のうち、上肢または視覚障害の程度が特別項症から第2項症

（傷病者手帳）または介護保険被保険者証を提示して、郵便投票証明書の交付を受けてください。

既に郵便投票証明書の交付を受けている人のうち、代理記載制度の申請をされる場合にも改めて申請が必要です。早めにお手続きください。

郵便による 不在者投票の手続き

まず、有田川町選挙管理委員会に手帳（身体障害者手帳・戦

傷病者手帳または介護保険被保険者証を添えて、有田川町選挙管理委員会まで請求してください。

なお、証明書を紛失した人や有効期限が切れた人には、再交付ができます。身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証を添えて、有田川町選挙管

立候補予定者説明会

有田川町長および町議会議員一般選挙に関する届け出の方法や、注意事項などをお伝えします。立候補を予定している人や、候補者を推薦しようとしている人はご参加ください。

●日時

平成30年1月5日(金)13時～

●場所

金屋文化保健センター小ホール

●町長に立候補できる人

- ・日本国民で満25歳以上であること

●町議会議員に立候補できる人

- ・日本国民で満25歳以上であることおよび有田川町議会議員の選挙権がある人

※その他要件についてはお問合せください。